

軽減対象者が拡大

国保税の一部改正

国民健康保険税（国保税）は、「医療保険分」「後期高齢者支援金等分」「介護保険分（介護納付金）」の3区分で構成され、その合計金額が税額となります。これらは、国保制度加入世帯の合計所得、固定資産、加入者数などを基に計算されます（＝図1）。

の改正に合わせ、本市でも国保税の改正を行いました。

◆改正の概要

今回の改正では、「国保税の軽減制度対象者の拡大」を行いました。国保加入世帯の世帯主、加入者、特定同一世帯所属者の合計所得が一定の金額以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。改正では、このうち、5割と2割の軽減基準額を見直し、軽減対象世帯の範囲を拡大しました（＝図2）。

問 税務課市民税班 ☎73・0087

◆図1 国保税の計算方法

所得割：前年中の所得金額－基礎控除額（33万円） ×	6.5%	2.5%	1.3%
資産割：土地・家屋の固定資産税額 ×	+ 25%	+ 12,500円	+ 12,500円
均等割：加入者（被保険者）の人数 ×	+ 20,000円	+ 12,500円	+ 12,500円
平等割：1世帯につき	+ 25,000円	+ 12,500円	+ 12,500円
世帯の国民健康保険税額 =	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分

◆図2 「5割」・「2割」の基準所得の計算方法と改正内容

《5割》	33万円 + $\left[\begin{array}{l} \text{国保加入者数} \\ + \\ \text{特定同一世帯所属者数} \end{array} \right] \times 27\text{万円}$ 以下	「26万5千円」→「27万円」に改正
《2割》	33万円 + $\left[\begin{array}{l} \text{国保加入者数} \\ + \\ \text{特定同一世帯所属者数} \end{array} \right] \times 49\text{万円}$ 以下	「48万円」→「49万円」に改正

海岸県有保安林の松くい虫防除

薬剤散布を実施します

県では、動力噴霧器と無人ヘリコプターを使った薬剤散布による松くい虫の防除を実施します。

◆実施日程など

日程…6月上旬～7月上旬の2日間 場所…市内海岸部の県有保安林 時間…5時頃～16時頃

※詳細は、防災行政無線（地区放送）でお知らせします。また、散布日時は作業の進行状況や天候により変更することがあります。

◆ご注意ください

- ①散布日を含め3日間は、散布区域に立ち入らないでください。
- ②林内および林縁近くへの車両の駐車は控えてください。
- ③散布区域周辺の山菜などは1か月程度採取しないでください。
- ④体調が悪くなった場合は医療機関へ相談してください。
- ⑤養殖業や養蜂業を営む人は、必要により養殖場や巣箱などの被覆を行ってください。

問 県北部林業事務所 ☎0475-82-3121

忘れずに受検しましょう

計量器の定期検査

計量法に基づく計量器（ばかり）の定期検査を下表の日程で行います。

商店・工場・病院・学校などで計量器を取引または証明に使用している場合は、2年に1度、定期検査を受けなければなりません。

これまで検査を受けていない事業所などで、この検査に該当すると思われる場合は、左記まで事前に連絡してください。

問 産業振興課商工観光室

☎73・0089

◆定期検査の日時

期日	地区	時間
7月20日(木)	野田・栄	10時30分～12時
		13時～15時
21日(金)	中央(イ1～2430番地)	10時30分～12時
	中央(イ2431番地以降)	13時～15時
24日(月)	中央(ロ・ハ・ニ・ホ・若潮町)	10時30分～12時
	豊栄・須賀・匝瑳	13時～15時
25日(火)	豊和・吉田・飯高	10時30分～12時
	共興・平和・椿海	13時～15時

※20日は野栄総合支所玄関、その他は市役所北側駐車場が会場です。

6月1日(木)～7日(水)は

第59回

水道週間です

「あたりまえ」そんなみずこそ「たからもの」水道は私たちの生活を支える重要な役割を担っています。この機会に水道への理解と関心を深めましょう。

◆家庭でできる漏水チェック

漏水が原因の水道料金や修理費用は利用者の負担になります。早期発見のため、月に1回はチェックしましょう。

①チェック方法

①蛇口を全部閉めて水が流れていない状態します。

②メーターボックスの「パイロット」を確認します。



パイロットが少しでも回っていたら要注意!

③このときパイロットが回転している場合は、漏水の可能性があります。早めに調査と修理を指定給水業者に依頼しましょう。

※集合住宅に住んでいる人は、家主に連絡をしてください。

問 八咫水道企業団 ☎73・3171

将来を担う新農業者を支援

次世代を担う農業者に対し、就農直後の経営確立を支援する「農業次世代人材投資資金」（旧・青年就農給付金）を、農業経営開始から最長5年間交付します。

◆対象

人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者

【交付要件】

次の交付要件を満たすことが必要です。
 ①独立・自営就農時の年齢が45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて

者でないこと⑥青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること⑦平成24年4月以降に経営を開始していること⑧28年の総所得が350万円未満であること⑨市税および国民健康保険税に未納が無いこと

◆申請に必要なもの

①経営開始計画承認申請書②収支計画③履歴書④その他別に定める関係書類

◆申請期間／申請先

6月1日（木）～12日（月）で土・日曜日を除く／市役所3階産業振興課 ※申請は本人が行ってください。

問産業振興課農政班

☎73・0089

申請をお忘れなく

重度心身障害者（児）医療費の助成

重度心身障害者（児）医療費の助成の受給者は、6月15日（木）までに申請の手続きを行ってください。受給券を持っていない人には、5月末に通知書を送付しました。

申請が無い場合は、7月から医療費の助成が受けられなくなりしますので、注意してください。

なお、所得金額などの理由

年金の受給資格期間

10年に短縮されます

年金を受給するために必要な資格期間が、8月1日以降は10年に短縮されます（これまでは25年）。

これにより、今まで年金を受給できなかった人も受給できる場合があります。

◆対象者

・65歳以上の人で、資格期間が10年以上ある人
 ・厚生年金の加入期間が1年以上ある60歳（男性は62

歳）以上65歳未満の人で、資格期間が10年以上ある人

◆手続き

封筒が届いたら、必要書類を確認し、ねんきんダイヤルで予約の上、請求書を年金事務所へ提出してください。

詳細は、左記までお問い合わせください。

※受給権利の発生日は、平成29年8月1日（支給は9月分から）です。

問ねんきんダイヤル☎0570・05・1165、佐原年金事務所☎0478・54・1442

児童手当 現況届

提出期限は30日

児童手当受給者は、手当を継続して受けるために現況届の提出が必要です。

対象者には届出書を送付しましたので、内容を確認し関係書類を添えて、6月30日（金）までに必ず提出してください。

これは、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合は、手当が受けられなくなるので注意してください。

◆提出先

市役所1階福祉課または野栄総合支所

◆日曜日の受け付け

日時…6月18日（日）9時～16時

場所…福祉課

問福祉課子育て支援班☎73-0096

市役所1階福祉課または野栄総合支所
 問福祉課障害福祉班☎73・0096、野栄総合支所☎67・3111

農業者年金現況届は農業委員会へ

農業者年金受給者に対し、5月末に農業者年金基金から届出用紙を郵送しました。必要事項を記入し、6月30日（金）までに市役所3階農業委員会へ提出してください。

なお、提出がない場合は、年金が受給できなくなりしますので注意してください。

問農業委員会事務局

☎73・0090